

● 社会教育委員とは

1.位置づけは

- 非常勤の特別職の地方公務員
- 住民の意向の代弁者
- 行政と住民のリンク(パイプ)役
- 指導・助言者
- 独任制

2.役割は

- 社会教育法では
 - 1)教育委員会へ助言
 - 一 社会教育に関する諸計画を立案すること
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - 三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと
 - 2)青少年教育に関する特定事項について、社会教育団体や指導者等に指導・助言・社会教育関係団体への補助金交付(団体、額)

3.主たる観点として

- ①行政が意図する社会教育計画・事業等が住民のためになっているか
- ②住民のニーズが行政に伝わっているか(生かされているか)
- ③社会教育関係団体の活動が活性化しているか(リーダーは育っているか)
- ④社会教育行政が学校教育や地域社会(NPO等)との連携・協働に積極的か
- ⑤社会教育行政が生涯学習社会の構築を目指す中核的な役割を果たしているか

4.社会教育委員として

- ①社会教育施設や社会教育団体等の活動現場へ出かけ調査研究活動の実施。
- ②社会教育委員の会議として、自主テーマを決め、委員が研究をし、結果を提言。
- ③独任制を生かし、各社会教育委員の立場を元にした個人諮問活動の実施。
- ④まちづくり(コミュニティワーカー)実践的な活動。
- ⑤社会教育委員らの自らの手による社会教育委員の研修会の実施。 等

5.配慮したいこと

- ①現場主義(出向く)を
- ②柔軟性とバランス感覚を
- ③行政任せでは
- ④建議・答申の施策化(反映)を
- ⑤社会教育委員(の)会議からの情報発信は

6.今日の課題への創造的対応

「将来を見据えて うちの市では … 」

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1)少子化社会と社会教育 | 7)環境保全の社会と社会教育 |
| 2)高齢社会と社会教育 | 8)国際化社会と社会教育 |
| 3)情報社会と社会教育 | 9)温暖化社会と社会教育 |
| 4)男女共同参画社会と社会教育 | 10)地域固有の課題と社会教育 |
| 5)人権社会と社会教育 | 11)その他 |
| 6)生涯学習社会と社会教育 | |

7.青少年教育による課題

「新しい時代に対応する青少年教育のあり方」

滋賀県社会教育委員会議報告書

1)家庭における教育力の向上

例：家庭教育学級の開催、地縁関係再生事業の実施 等

2)学校に対する社会教育からの支援策は

例：地域人材活用の社会体験学習の実施、長期キャンプの導入
一週間程度の職場体験学習の実施、施設ボランティア活動の実施 等

3)地域社会における教育力を生かすために

例：休耕田を利用した自然・農業体験活動の実施、青少年の社会体育の充実、
地域の伝統芸能教室の開催、子どもの宿の実施 等